

訴 状

平成29年12月13日

神戸地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 辻 公 雄

(主任) 同 弁護士 植 田 勝 博

同 弁護士 冨 田 有 里

同 弁護士 田 坂 一 也

(後に参加) 同 弁護士 古 殿 宣 敬

当事者の表示 後記「当事者の表示」記載のとおり

動物愛護管理事業公金支出金返還等請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼付印紙代 1万3000円

当事者の表示

原 告 兵庫県民4名

〒540-0008 大阪府中央区大手前1丁目7-31 OMMビル5階
大手前ノーベル法律事務所

原告ら訴訟代理人 弁護士 辻 公 雄

〒530-0047 大阪府北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
植田勝博法律事務所 (送達場所)

電 話 06-6362-8177 F A X 06-6362-8178

(主任) 同 弁護士 植 田 勝 博

〒530-0047 大阪府北区西天満4-11-22 阪神神明ビル601
だいち法律事務所

同 弁護士 冨 田 有 里

〒556-0011 大阪府浪速区難波中1-10-4 南海野村ビル5階
きづがわ共同法律事務所

同 弁護士 田 坂 一 也

〒650-0022 神戸府中央区元町通5丁目6番4号
古殿法律事務所

同 弁護士 古 殿 宣 敬

〒650-8567 兵庫県神戸府中央区下山手通5丁目10番1号
被 告 兵庫県知事 井 戸 敏 三

請求の趣旨

- 1 被告井戸敏三は、相手方河野寛昭に対し、金2998円の金員を請求せよ
 - 2 被告井戸敏三は、相手方廣田義勝に対し、金9646円の金員を請求せよ
 - 3 被告井戸敏三は、相手方廣瀬薫に対し、金1371円の金員を請求せよ
 - 4 被告井戸敏三は、相手方吉岡城拓に対し、金6070円の金員を請求せよ
 - 5 被告井戸敏三は、相手方杉原未規夫に対し、金1235円の金員を請求せよ
 - 6 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告らは、兵庫県の住民である。
- 2 被告井戸敏三は、兵庫県の知事であり、兵庫県の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有する者である。

第2 相手方

原告らが被告に対し損害賠償請求を求める相手方は、次の者らである。

1 相手方河野寛昭

相手方河野寛昭は、平成28年9月15日から同年10月31日までの間の兵庫県動物愛護センター本所の所長であり、兵庫県動物愛護センター本所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター本所の財産管理につき権限を有する者である。

2 相手方廣田義勝

相手方廣田義勝は、平成28年9月15日から同年10月31日までの間の兵庫県動物愛護センター三木支所の支所長であり、兵庫県動物愛護センター三木支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター三木支所の財

産管理につき権限を有する者である。

3 相手方廣瀬薫

相手方廣瀬薫は、平成28年9月15日から同年10月31日までの間の兵庫県動物愛護センター龍野支所の支所長であり、兵庫県動物愛護センター龍野支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター龍野支所の財産管理につき権限を有する者である。

4 相手方吉岡城拓

相手方吉岡城拓は、平成28年9月15日から同年10月31日までの間の兵庫県動物愛護センター但馬支所の支所長であり、兵庫県動物愛護センター但馬支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター但馬支所の財産管理につき権限を有する者である。

5 相手方杉原未規夫

相手方杉原未規夫は、平成28年9月15日から同年10月31日までの間の兵庫県動物愛護センター淡路支所の支所長であり、兵庫県動物愛護センター淡路支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督及び同センター淡路支所の財産管理につき権限を有する者である。

第2 即日殺処分における薬品等の使用及び費用の支出

- 1 兵庫県動物愛護センター本所では、別紙1「即日殺処分使用薬品」記載のとおり、平成28年9月15日から同年10月31日までの間に、48件の即日殺処分を行い、購入代金2998円相当の薬品等を使用した。

上記即日殺処分は動愛法等に違反する殺処分であり、そのために兵庫県の財産である薬品等を使用し、費用を支出することは違法である。

- 2 兵庫県動物愛護センター三木支所では、別紙1「即日殺処分使用薬品」記載のとおり、平成28年9月15日から同年10月31日までの間に、77件の即日殺処分を行い、購入代金9646円相当を超える薬品等を使用した。

上記即日殺処分は動愛法等に違反する殺処分であり、そのために兵庫県の財産である薬品等を使用し、費用を支出することは違法である。

3 兵庫県動物愛護センター龍野支所では、別紙1「即日殺処分使用薬品」記載のとおり、平成28年9月15日から同年10月31日までの間に、15件の即日殺処分を行い、購入代金1371円相当の薬品等を使用した。

上記即日殺処分は動愛法等に違反する殺処分であり、そのために兵庫県の財産である薬品等を使用し、費用を支出することは違法である。

4 兵庫県動物愛護センター但馬支所では、別紙1「即日殺処分使用薬品」記載のとおり、平成28年9月15日から同年10月31日までの間に、18件の即日殺処分を行い、購入代金6070円相当の薬品等を使用した。

上記即日殺処分は動愛法等に違反する殺処分であり、そのために兵庫県の財産である薬品等を使用し、費用を支出することは違法である。

5 兵庫県動物愛護センター淡路支所では、別紙1「即日殺処分使用薬品」記載のとおり、平成28年9月15日から同年10月31日までの間に、11件の即日殺処分を行い、購入代金1235円相当の薬品等を使用した。

上記即日殺処分は動愛法等に違反する殺処分であり、そのために兵庫県の財産である薬品等を使用し、費用を支出することは違法である。

第3 相手方らの責任

1 相手方河野寛昭は、兵庫県動物愛護センター本所における薬品等の使用・管理及び同センターの運営に伴う費用の支出につき権限を有する者であり、兵庫県動物愛護センターの職員が違法な即日殺処分について薬品等を使用し費用を支出することを阻止すべき指揮監督義務を有していたが、これを怠って兵庫県に対し第2の1記載の2998円相当の損害を負わせた。

従って、相手方河野寛昭は、兵庫県に対し、上記損害を賠償する義務を負う。

2 相手方廣田義勝は、兵庫県動物愛護センター三木支所における薬品等の使用・管理及び同センター三木支所の運営に伴う費用の支出につき権限を有する者であり、兵庫県動物愛護センター三木支所の職員が違法な即日殺処分について薬品等を使用し費用を支出することを阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠って兵庫県に対し第2の2記載の9646円相当の損害を負わ

せた。

従って、相手方廣田義勝は兵庫県に対し、上記損害を賠償する義務を負う。

- 3 相手方廣瀬薫は、兵庫県動物愛護センター龍野支所における薬品等の使用・管理及び同センター龍野支所の運営に伴う費用の支出につき権限を有する者であり、兵庫県動物愛護センター龍野支所の職員が違法な即日殺処分について薬品等を使用し費用を支出することを阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠り兵庫県に対し第2の3記載の1371円相当の損害を負わせた。

従って、相手方廣瀬薫は兵庫県に対し、上記損害を賠償する義務を負う。

- 4 相手方吉岡城拓は、兵庫県動物愛護センター但馬支所における薬品等の使用・管理及び同センター但馬支所の運営に伴う費用の支出につき権限を有する者であり、兵庫県動物愛護センター但馬支所の職員が違法な即日殺処分について薬品等を使用し費用を支出することを阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠って兵庫県に対し第2の4記載の6070円相当の損害を負わせた。

従って、相手方吉岡城拓は、兵庫県に対し、上記損害を賠償する義務を負う。

- 5 相手方杉原未規夫は、兵庫県動物愛護センター淡路支所における薬品等の使用・管理及び経費の支出につき権限を有する者であり、兵庫県動物愛護センター淡路支所の職員が違法な即日殺処分について薬品等を使用し費用を支出することを阻止すべき指揮監督義務を有していたところ、これを怠って兵庫県に対し第2の5記載の1235円相当の損害を負わせた。

従って、相手方杉原未規夫は兵庫県に対し、上記損害を賠償する義務を負う。

第4 即日殺処分の違法性

1 兵庫県の動物愛護センターの行為

(1) 兵庫県動物愛護センターの即日殺処分行為

ア 兵庫県動物愛護センターは、平成24年法改正以前は全頭についての引き取りと基本的に全ての動物の殺処分をしてきた。法改正以降も、同法に違反して例外を除いて大半の動物の殺害を継続している。

別紙2「即日殺処分集計」のとおり、同センターには平成28年4月から10月末までの7ヶ月間で、引取数1928頭の犬猫が入ってきて、その内約6割余りの1204頭が即日に殺されている。同センター本所では、引取数505頭の内、即日殺処分368頭で即日殺処分率72.87%である。全体の殺処分総数は397頭で殺処分率78.61%である。また、三木支所では、引取数701頭の内、即日殺処分512頭で即日殺処分率73.04%、殺処分総数563頭、殺処分率80.31%である。大半が即日殺処分である。

膨大な引取動物について、インターネットの公示やネットを活用した里親募集は殆ど皆無と言ってよく、所有者探しも譲渡募集も基本的には全くされていない。そもそも、引取当日に大半が殺処分されており、所有者探しも、譲渡募集も基本的にしない。緊急避難の措置として、即日殺処分を行って苦痛を除去する必要がある動物が、大半を占めていることはありえず、兵庫県内においてのみ重度の負傷動物が突出して多いはずもない。

同センターでは、動物を生かす姿勢は皆無である。法律の行政の義務を全く踏みにじて殺害することのみの行為がされている。

イ 本件で対象となる期間（平成28年9月15日～10月31日）に行われた殺処分

同センターでは、平成28年9月15日から10月31日までの間に、別紙1「即日殺処分使用薬品」記載の即日殺処分が行われた。殺処分数231頭の内、即日殺処分は、73.16%の169頭である。アで述べたように、膨大な引取動物について、インターネットの公示やネットを活用した里親募集・所有者探し・譲渡募集も基本的には全くされていない。即日殺処分された動物の殆どが健康であるか軽度の健康を害している動物に過ぎない。治療措置を講じても回復の見込みがない瀕死の動物は殆ど認められない。治療がなされた事実も記録もない。

2 本件行為の違法性

上記1で述べた同センター職員の行為は、動物愛護法（以下、動愛法とい

う) 4 4 条 1 項に違反し、違法である。以下、詳細に述べる。

(1) 動物愛護法違反

ア 動愛法 4 4 条 1 項は、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。」と規定し、愛護動物をみだりに殺すことを禁じている。行政が例外ではない。動物の殺害は、基本的にみだりに殺傷する行為に該当し、行政の行為としてやむなく殺傷することができるとの行政の正当行為（刑法 3 5 条）と認められる場合以外は動愛法 4 4 条 1 項で禁止されているものである。

行政が行う愛護動物を即日に殺処分ができるのは、負傷動物にあたる極めて例外の治癒不能の中で痛みを除くための緊急避難の措置、その他緊急措置以外は正当行為とは言えない。

イ 動愛法 3 5 条 1 項は、行政の所有者から犬猫の引取りを求められた場合の引き取りが規定される（同条項但書で、飼主、業者は終生飼養義務を負い行政の引取拒否の規定をする）。同条 3 項は、所有者が判明しない犬猫の拾得者から求められた場合の引き取りが規定される。同条 4 項は、行政の引取動物については、①所有者不明動物については所有者を探す、②所有者からの引取動物及び所有者がみつからない動物については、広く譲渡先を募集して譲渡をする、民間の力も借りて譲渡先の募集をすること（同法 5 項以下）を規定する。

同 3 6 条 1 項で負傷動物等の発見者の通報措置、2 項で 1 項の場合の負傷動物等の収容について定めている。

同 3 5 条 1 項の所有者等からの引取義務の規定については、ただし書において「行政の殺処分禁止・行政の引取禁止」の世論を受けて法改正がなされた。

ウ 兵庫県では、動愛法 3 5 条 1 項本文、同 3 項、同 3 6 条 2 項に該当する犬猫の引き取り等において、下記（2）で述べるように正当事由が無く即日殺処分が行われており、動愛法 4 4 条 1 項違反の違法な行為である。

(2) 本件が正当行為ではないこと

ア 兵庫県の動物の愛護及び管理に関する条例（以下、条例という）２８条に該当しない即日殺処分であること

（ア）兵庫県は条例２８条１項で、「知事は、法第３５条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により犬若しくはねこを引き取った場合、法第３６条第２項の規定により動物を収容した場合又は前条第１項の規定により飼い犬を収容した場合において、これらの動物が疾病にかかり、負傷し、又は離乳する前の状態にあるときは、必要に応じて治療等の措置を講ずるものとする。」、条例第２項で、「知事は、前項の規定により引き取り、又は収容した動物が、同項の措置を講じても回復等の見込みがないと判断したときは、同項の規定にかかわらず、当該動物を処分することができる。」と規定し、動愛法３５条１項・３６条２項により犬猫を引き取った場合、その動物が疾病・負傷・離乳前の状態であって、治療等の措置を講じても回復の見込みがない場合は、処分することができる」と定めている。規定の趣旨は負傷動物の緊急避難である。

（イ）上記１（１）で述べたように、同センターでは、平成２８年９月１５日から１０月３１日までの間に、別紙１「即日殺処分使用薬品」の通り、殺処分数２３１頭の内、１６９頭、実に７３．１６％の即日殺処分が行われた。

これについて、同センター本所の所長河野寛昭は、住民監査請求時の執行機関の陳述において、「犬猫が負傷疾病等の治療措置を講じても回復の見込みがないと判断した場合は、条例２８条２項に基づいてやむをえず殺している」と述べている（甲１号証：住民監査請求に係る監査の結果について（通知））。

しかし、上記のとおり、同センターにおいては、治療期間もなければ、治療の形跡もなく、即日に引き取った動物を殺害している。また、「動物愛護センターの獣医師資格を持つ職員が条例に基づく前述の要件に従って致死処置の必要性を判断し適正に行っている」とも述べるが、各センター本支所の殺害動物の目録である致死処分等診療記録票（甲２号証）

をみれば明らかな通り、殆どが、健康であるか軽度の健康を害している動物に過ぎず、治療措置を講じても回復の見込みがない瀕死の動物ではない。

同センター本支所では、健康であるか、軽度の健康を害していても治療等の措置を講じれば容易に回復することが見込まれる動物を、何ら治療措置も施さずに即日殺処分しているのである。このような殺処分は、条例28条2項に該当せず、許されない。

(ウ) 以上の通り、同センターでは、動愛法35条1項本文、同3項、同36条2項に基づく引き取りにおいて、条例28条2項に該当しない動物の殺処分を行っている。

したがって、同センターは正当行為にあたらぬみだりに殺処分を行っているといえ、動愛法44条1項に反し、違法である。もし、同センターが膨大な即日殺処分について負傷動物の緊急避難ないし緊急措置であるとの主張がされるとすれば、例外的な場合であるから、同センター側において立証責任があると言うべきである。

イ 環境省告示に基づく譲渡適性の選定基準

(ア) 甲3号証の平成18年環境省告示第26号「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（以下、単に環境省告示という）は、動愛法35条1項本文・同3項の犬猫の引き取りについての告示するものである。そのなかで、「第3 保管、返還及び譲渡し」の第3項において、「家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。」としている。動愛法35条1項・3項の引き取り動物については、飼養を希望する者への譲渡適性を判断しなければならないのである。

(イ) すでに上記1（1）等で再三述べたように、同センターでは、平成28年9月15日から10月31日までの間に、別紙1のように、殺処分数231頭の内、169頭、実に大半である73.16%の即日殺処分が行わ

れた。膨大な引取動物について、同センターは、①所有者探し、②譲渡募集の行政の義務の規定に反して、インターネットの公示やネットを活用した里親募集・所有者探し・譲渡募集も基本的には全くされていない。

(ウ) この点、住民監査請求において、兵庫県は、「所有者から引き取りした犬猫の処分については、所有者が所有権を放棄したものであり、環境省告示に則って家庭動物としての譲渡適性を評価し、適性がないと判断した場合は殺処分している」「判断の時期が引き取った当日であれば、その日のうちに処分することがある」と陳述している（甲1号証：住民監査請求に係る監査の結果について（通知））。

(エ) しかし、上記の通り、同センターは大半の犬猫を即日殺処分を行っているが、譲渡適性の判断は即日で判断は出来るわけではなく、また許されない。

譲渡候補犬の選定基準（甲4号証）・譲渡候補ねこの選定基準（甲5号証）は、兵庫県が環境庁告示に則って制定したとされる引取動物の譲渡適性判断のための選定基準である。両選定基準は、1次及び2次と二段階の選定判断を行うことになっており、判定表には詳細な判断項目がある。そして、2次判定の実施時期については「1次判定の2～5日後に実施するものとする」とされている。

とすると、兵庫県が環境庁告示に則って制定した選定基準によっても、譲渡適性を即日に判断して、即日殺処分を行うことはそもそもできないのである。

また、同センターでは基本的に大半を即日ないし数日後に殺処分をしているのであるから、実質的にも膨大な数の動物を、引き取った当日に「譲渡適性がないとの判断」をすることなど、到底不可能である。大量の即日殺処分の場合、譲渡適性判断を行うことができないのは、一般常識に照らしても明らかである。同センターの行う即日殺処分は、引取犬猫の動物の状態や変化を全く見ることなく即日その殆どを殺害してしまうために譲渡適性の判断の経験値の蓄積もない。即ち、同センターにおいては生きた動物を継続的に観察することはせず、譲渡適性の判断は

基本的にない。そもそも大半の犬猫は人間に飼われていた動物である。その犬猫は一般的に人間に飼われる適性、素質を持っていることは明らかである。他の都道府県、主要な諸都市では犬ないし猫の殺処分ゼロを達成している（全国自治体「殺処分ゼロ達成」状況の報告（甲6号証）、報道資料（甲7号証））。

同センターにおいては、生かすための判断も行為も最初から行う目的は有しておらず、引取動物を殺すことが同センターの目的となっている。

「譲渡適性の判断をせずに」殺害をしたということである。

(オ) 以上より、同センターでは、動愛法35条1項本文・3項に基づく引き取りにおいて、正当事由もなく、動愛法35条7項に基づく環境省告示に反する動物の殺処分を行っている。

したがって、みだりに殺処分を行っているといえ、動愛法44条1項に反し、違法である。

3 上記のとおり、兵庫県の同センターが平成28年9月15日から10月31日までの間に行った動物の即日殺処分は、動愛法44条1項に反し違法である。

なお、動愛法44条は、みだりに殺処分を行うことを原則禁止しており、例外事由にあたる負傷動物の殺処分、譲渡適性がない即日殺処分であることは、同センターにて立証される必要がある

4 動物殺処分に対する行政の引き取りについての違法性、不法性

(1) 動愛法35条3項は、所有者不明動物の引取規定である。所有者不明動物は、迷子の動物（遺失動物）か、捨てられた動物（遺棄動物）である。所有者のいない猫（野良猫）は同法平成24年改正の衆参院付帯決議8項で「殺処分目的の行政の引取は禁じられている」とし、殺さない行政の引き取りについての規定がされた。

これは、野良猫は、官民一体でTNRにより殺さないで地域で生かす（つかまえ（Trap）、避妊去勢して（Neuter）、元の地域に戻す（Return））。野良猫を増やさず、地域で猫に餌やりをして官民一体で野良猫を無くす、というものである。これを実践している地域においては、例えば10匹20匹の

猫がおおむね数年で姿を消していく。東京都では、引取頭数、苦情件数が激減し、練馬区では、野良猫に関する苦情はほとんどない。

行政の殺処分ゼロ達成は、上記の法制度の遵守によって、㊦飼主、業者からの動物引取禁止、㊧野良猫の引取禁止、㊨引取動物の譲渡募集によって、達成されつつある。

(2) 全国の行政の殺処分ゼロ達成については、全国自治体「殺処分ゼロ達成」状況の報告（甲6号証）及び報道資料（甲7号証）のとおりである。

兵庫県だけが、突出して即日殺処分が多い。地域の特性に照らしても、特段犬猫を即日殺処分しなければならない事情（瀕死の負傷動物が特別多い・譲渡適性がない動物が突出して多い）など存在しない。

第5 監査請求

原告らは、平成29年9月15日付けで兵庫県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、平成28年4月1日から同年10月31日までの間に行われた違法な動物の即日殺処分に係る支出相当額を損害賠償させること等の怠る事実を是正するために必要な措置を講じることを求める住民監査請求を行ったが、兵庫県監査委員は、平成29年11月14日付けでこれを棄却した（甲1号証：住民監査請求に係る監査の結果について（通知））。

第6 結語

よって、請求の趣旨記載のとおり判決を求める次第である。